

**令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業  
(ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業)  
成果報告書**

事業名	令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業： 『寝具寝装品業界におけるヘルスケアサービス品質向上に向けたガイドライン策定事業』
業界団体・代表団体名 (押印不要)	一般社団法人 日本寝具寝装品協会
提出日 (最終版提出の日付)	令和2年 2月28日

※採択連絡時に確認連絡・承諾済の事業名、団体名を記載してください。

※業界団体と代表団体が異なる場合のみ、両団体名を記載してください。

**1. 今年度の事業背景・目的 (交付申請時の補助事業概要説明書等を参考に記載ください)**

(1) 事業背景

- ① 平成26年3月に厚労省が策定した「健康づくりのための睡眠指針2014」にあるように、健康な睡眠は国民の健康な生活にとって最重要要素の1つであり、寝具寝装品は人生の1/3の睡眠時間を支える重要な生活用具である。そのため、JBA (一般社団法人 日本寝具寝装品協会) の会員企業を取り扱う寝具寝装品は、人間にとって極めて重要な“良質な睡眠を提供・サポートする製品”であり、寝具寝装品を取り扱う会員企業は「健康延伸サポート産業」に位置づけられる。
- ② 良質な睡眠を提供・サポートする寝具寝装品業界はこれまで一般消費者に向かって製品の効能と販促活動を行い、快眠を得るための情報提供を行ってきた (BtoC)。そのため今回の事業の主対象となる仲介者 (医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他) への寝具寝装品関連の情報提供は「BtoC」型を通じた間接的なものであり、寝具寝装品業界から仲介者を主眼とした情報提供 (BtoB) はこれまであまり行われてこなかったと言える。
- ③ また良質な睡眠を提供・サポートする情報は、どちらかといえば一般家庭向け、ビジネスマン向け、若年健常者向けのものが多く、若年健常者以外の人、介護が必要な人、高齢者向けのものが少なかった。その背景としては若年健常者以外の人、介護が必要な人、高齢者向けの寝具寝装品の明確なニーズを掴みきれておらず、そこに向けた製品開発が余り行われてこなかったことが大きな要因であると思われる。
- ④ 一方、高齢化の進展で「課題先進国」といわれる我国は、環境・エネルギーと並んでヘルスケアでリーダーシップを発揮することが世界から求められており、政府もヘルスケアを柱とした産業の育成に力を入れてきている。
- ⑤ このような背景から我国の健康寿命延伸と高齢化社会のヘルスケア事業領域確立のために、寝具寝装品業界のヘルスケアサービスに向けた事業計画の策定が急務となっている。また、策定したヘルスケアに関するガイドラインを仲介者へ情報提供 (BtoB) することも重要な課題となっている。

(2) 事業の目的

- ① 若年健常者以外の人を含め、在宅介護が必要な人や高齢者向けの寝具寝装品のニーズを把握し、福祉用具認定外の「ヘルスケア表示寝具寝装品に関する業界としてのガイドライン」の

- 策定を行う。
- ② ヘルスケア表示寝具寝装品についての業界としての認証方法、認証制度、運用方法の確立を図る。
  - ③ JBAから仲介者（医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他）へのヘルスケア表示寝具寝装品関連の定期的な情報提供（BtoB）を行う。（JBAのホームページからの情報提供、e-メールを使った情報提供、出版物、他）
  - ④ 一般消費者向け「BtoC」型情報提供分野にもヘルスケアサービス情報を積極的に提供していく。
  - ⑤ ヘルスケア事業領域における新たな事業分野を創出し、これによる売上げの拡大とビジネス領域の拡大を図る。

(3) 令和元年度実施予定事業計画の概要（申請書に記載した「当初事業計画」の内容）

上述した事業背景と事業目的から、令和元年度は以下の事業計画を立てた。

事業項目	事業内容	備考
1. 事前調査	<p>(1) 仲介者（ヘルスケア・サービスを仲介する医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他）の寝具寝装品に対するヘルスケア・サービスのニーズ調査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 仲介者（ヘルスケア・サービスを仲介する医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他）10人程度への、寝具寝装品に対するヘルスケアサービスに関する、製品機能、機能認証等に関する要望事項のヒアリング。</li> <li>② 医療機関、福祉センター、介護施設等への寝具寝装品のヘルスケアサービスに関する、製品機能、機能認証等に関する要望事項のヒアリング。（委員会会で選定した50施設へのアンケート調査）</li> </ol> <p>(2) JBA会員企業のヘルスケア・サービスへの意識・取組み・ニーズ調査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各社が想定する寝具寝装品の健康寿命延伸に係わるヘルスケア事業の内容調査</li> <li>② 各社がこれまでに行った取組み内容についての調査</li> <li>③ 各社が今後予定している取組み内容についての調査</li> <li>④ JBAの取組みに対する要望事項の調査</li> </ol>	<p>調査は外部企業へ委託</p> <p>調査は外部企業へ委託</p>
2. ヘルスケア・サービスに関するJBAガイドライン・認証制度の策定作業	<p>(1) 策定委員会の開催（全7回） 全開催委員会を通じて参加する常任委員と、審議テーマ毎に召集する専門委員（別途選定）、及び事業関係者（監督官庁、事業委託先、関係機関、外注先企業他）の中から招聘するオブザーバ委員から構成</p> <p>(2) JBA会員企業の営業企画、マーケティング、お客様相談室等の「ヘルスケアサービスに係わる顧客ニーズ収集担当者会議」の開催（参加者：約10名を予定）</p>	<p>常任委員、専門委員、事業関係者で構成</p>
3. 策定したJBAガイドライン・認証制度等の普及展開	<p>令和2年2月末までの事業：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 成果普及説明会の開催（令和2年2月中に実施） 東京、大阪で各1回実施</li> <li>(2) 「ヘルスケアサービス・ガイドライン運用マニュアル」の作成 300部作成⇒会員等、寝具寝装品関係企業へ配布</li> <li>(3) HP、スマートホンを通じた情報提供</li> <li>(4) JBA総会・各種委員会での普及展開</li> </ol>	<p>新型コロナウイルス罹患者の拡大により開催は次年度へ（詳細：後述）</p>
4. 報告書の作成	<p>以上を通じた事業活動により、「ふとん、まくら等の製品分野におけるヘルスケア機能と品質のガイドラインの策定内容」、</p>	

	及び「認証制度・運用体制の策定内容」、「実施した策定事項の普及活動」をまとめ、報告書を作成する。	
--	--	--

## 2. ガイドライン策定または改定に向けた検討結果

(1) 事業全体の全体的な実施内容に加え、(2) 透明性、(3) 客観性、(4) 継続性の3つの観点に関する検討結果を記入してください。また、(5) 次年度以降の検討事項も記入してください。  
※透明性、客観性、継続性の3つの観点は、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」参照。

### (1) 全体的な実施内容

今年度到達目標を踏まえた、実施概要、アンケート・ヒアリング調査結果、理事会・委員会等での検討内容等の実施内容を具体的に記載してください。

#### 1. 調査事業の推進

##### (1) 調査体制の確立

###### 【調査業務の内容決定と調査委託先（外注）の選定・契約】

- ① 10/28日開催の第1回委員会で、調査業務の内容と委託先選定方法を審議・決定した。  
(委託先選定は2社による指名競争入札方式で、選定作業は事務局に一任)
- ② 上記決定に基づき10/29日付けで(株) 繊維情報システムセンター、(株) ユカアンドアルファの2社へ見積依頼書を提出。10/31日、両社より見積書を入手した。
- ③ 両社を比較検討した結果、11/5日に提示価格が安く調査実績が豊富な「(株) 繊維情報システムセンター」を委託先に決定し、11/6日、委託契約を締結。直ちに調査業務を開始してもらった。なお一連の委託先選定経緯は11/12開催の第2回策定委員会です承を得た。

##### (2) 実施した訪問調査、等

###### 【事務局による事前調査等】

本格的な事業開始前の情報入手のために、事務局にて下記ヘルスケアサービス関連事業団体を訪問し、情報収集を行った。

- ・ 9/26日 国際福祉機器展にてヘルスケア関連情報収集
- ・ 10/11日 西川(株)にてヘルスケア関連情報収集
- ・ 10/15日 医学博士 山中隆夫氏より情報収集
- ・ 10/25日 一般社団法人日本ホームヘルス機器協会を訪問し情報収集
- ・ 10/29日 一般社団法人日本ホームヘルス機器協会主催「体調改善機器の認定事業説明会」へ出席し情報収集を行った。
- ・ 1/29日 日本睡眠学会 前理事長、東京慈恵会医科大学葛飾医療センター精神神経科診療医長 伊藤 洋 氏を訪問し、ヘルスケア表示寝具寝装品の認証についてアドバイスを受けた。またヘルスケア表示寝具寝装品の認定委員会の委員就任を依頼した。

###### 【調査委託外注企業との合同調査等】

- ・ 11/ 7日 調査委託外注企業とアンケート調査票を作成
- ・ 11/11日 一般社団法人日本福祉用具供給協会を訪問、事業内容の聴取と仲介者向けアンケートの協力依頼を行った。
- ・ 11/11日 公益財団法人テクノエイド協会を訪問。福祉用具の臨床的評価事業、T A I S等について詳細な情報を入手した。
- ・ 12/17日 一般社団法人日本福祉用具供給協会を訪問。仲介者向けアンケートの集計結果を報告するとともに、今後の事業への協力要請を行った。
- ・ 1/30日 介護士とモデルで著名な上条百里奈氏 を訪問し、介護の現場におけるヘル

スケア表示寝具寝装品機能についてアドバイスを受けた。またヘルスケア表示寝具寝装品の認定委員会の委員就任を依頼した。

**【委託先による調査】**

- ・ 11/22 (株) ベネッセスタイルケアを訪問。寝具寝装品業界に対する要望事項等についてヒアリングを行った。
- ・ 1/31 ネクサスコート本郷 (㈱ネクサスケア：介護施設) を訪問。寝具寝装品業界に対する要望事項等についてヒアリングを行った。

(3) アンケート調査の実施

- ① 11/7日、調査事業委託先より示された「仲介者機関・施設を対象にしたヘルスケアサービスの情報収集用アンケート票案」、「JBA会員企業を対象にしたヘルスケア・ガイドライン策定のための情報収集用アンケート票案」を基に、実施するアンケート調査票を作成した。
- ② 11/12日開催の第2回策定委員会で、アンケート票の内容を検討した。委員会で出された意見を基に、e-メールによる委員会メンバー間と事務局での修正作業を重ね、11/18日最終的なアンケート票を作成し、仲介者機関・施設への調査対象者100名、JBA会員企業団体への調査先47ヶ所へ配布した。(アンケートの締め切りは11月末)
- ③ なお、上記仲介者機関・施設への調査対象先の選定は、一般社団法人日本福祉用具供給協会の協力を得て、当該協会の会員であるヘルスケアサービス事業者、ケアマネジャー、福祉用具選定士/福祉用具専門相談員等の中から100名を選定してもらい、そこへアンケート票を送付した。
- ④ 「JBA会員企業へのアンケート調査」、「仲介事業者を対象にしたアンケート調査」は、委託先(㈱繊維情報システムセンター)にて集計・分析作業を行い、まとまった報告書が12/10日に提出された。それを基に、12/13日開催の第4回委員会で報告し内容の検討を行った。出状数、回答数については以下のとおり。

\* 一般社団法人日本寝具寝装品協会会員企業へのヘルスケア表示寝具に係わるニーズ調査：

出状数：正会員企業 37 社＋賛助会員 6 社＋日羽協関連 8 社＝51 社

回答数：37 社

アンケート票の回収率： $37 \div 51 \times 100 = 72.5\%$

\* 仲介者(ヘルスケア・サービスを仲介する医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他)の寝具寝装品に対するヘルスケア・サービス・ニーズ調査：

出状総数：101 通－宛先該当なしで返送されたもの 1 通＝100 通

回収数：48 通

回収率：48.0%

- ⑤ 上記2つの調査経緯は以上のとおりであるが、調査を通じて「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証制度や認証方法、制度の運用についての検討に、貴重な情報が得られた。

(アンケートの集計・分析結果は別紙報告書を参照)

2. ヘルスケア・サービスに関する JBA ガイドライン・認証制度の策定作業

寝具寝装品業界のヘルスケア・サービスに関する JBA ガイドライン・認証制度の策定のための委員会を設け下記計7回の委員会を開催し、検討を行った。

**【開催した委員会実績表】**

委員会名	出席者	検討・審議内容
------	-----	---------

開催日時		
第1回委員会 令和元年 10月28日 13:30～15:45 於：JBA 会議室	常任委員：7名 オブザーバ委員：1名 事務局：2名 計10名	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 経産省が進める「ヘルスケアサービス」と「ヘルスケアサービスの業界自主ガイドラインの策定」に関して（概要説明と委員会での検討の方向性を理解してもらった）</li> <li>② JBAが推進する「令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業」（ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業）の事業計画案について（内容案の説明）</li> <li>③ 事前調査の内容・進め方の検討</li> <li>④ ガイドライン・認証制度の策定作業（委員会）に関する進め方の検討</li> <li>⑤ ガイドライン・認証制度の策定作業（委員会）に招聘する専門家の検討</li> <li>⑥ 今後の委員会開催スケジュールの検討</li> </ul>
第2回委員会 令和元年 11月12日 13:3～16:00 於：JBA 会議室	常任委員：6名 オブザーバ委員：1名 事務局：2名 計9名	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 仲介者（ヘルスケア・サービスを仲介する医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他）への寝具寝装品に対するヘルスケアサービスのニーズ調査に関する検討</li> <li>② JBA会員企業のヘルスケア・サービスへの意識・取り組み・ニーズ調査に関する検討</li> <li>③ 認定候補商品（掛けふとん、敷ふとんくウレタンマット含む）、まくらの睡眠健康機能に係わるガイドライン・認証制度の検討（1）</li> <li>④ ガイドライン・認証制度の策定委員会に招聘する専門家の検討</li> <li>⑤ 調査報告（Ⅱ）</li> <li>⑥ 調査2事業の委託先検討結果報告</li> </ul>
第3回委員会 令和元年 11月28日 13:3～16:15 於：JBA 会議室	常任委員：5名 オブザーバ委員：1名 事務局：2名 計8名	<ul style="list-style-type: none"> <li>① アンケート調査の実施状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート票の内容修正に関して</li> <li>・アンケート票配布状況、回収状況について</li> </ul> </li> <li>② ヒアリング調査の報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公益財団法人 テクノエイド」の福祉用具の臨床的評価事業、福祉用具情報システム「TAIS」事業、福祉用具プランナー制度、等について</li> <li>・「一般社団法人 日本福祉用具供給協会」の概要</li> <li>・「株式会社ベネッセスタイルケア」の概要</li> </ul> </li> <li>③ 委員会に招聘する専門家の検討</li> <li>④ 『寝具寝装品業界におけるヘルスケアサービス品質向上に向けたガイドライン策定事業』の中間報告書について</li> <li>⑤ JBAのヘルスケアガイドラインの検討</li> </ul>
第4回委員会 令和元年 12月13日 13:25～16:00 於：JBA 会議室	常任委員：6名 オブザーバ委員：1名 事務局：2名 計9名	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「仲介者（ケアマネジャー、福祉機器等取扱い関係者等）向けアンケート調査」の集計結果報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仲介者向けアンケート調査の集計結果報告</li> <li>・アンケート集計結果に関する意見交換</li> </ul> </li> <li>② 「JBA加盟企業等向けアンケート調査」の集計結果報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・JBA加盟企業等向けアンケート調査の集計結果報告</li> <li>・アンケート集計結果に関する意見交換</li> </ul> </li> <li>③ 「ヘルスケア表示寝具認定評価の審査項目と機能」についての検討（第2回目） <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ヘルスケア表示寝具認定評価の目安案（審査項目と機能の素案）の説明</li> <li>・審査項目と機能についての検討</li> </ul> </li> <li>④ 「ヘルスケア表示寝具の認定基準」の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定基準案の説明</li> </ul> </li> </ul>

<p>第5回委員会 令和2年 1月17日 13:25～16:10 於：JBA会議室</p>	<p>常任委員:5名 オブザーバ委員:1名 事務局:2名 計8名</p>	<p>・認定基準の検討</p> <p>① 経産省への事業中間報告（12/17）の実施概要報告 ・経産省への事業中間報告の内容</p> <p>② 一般社団法人 日本福祉用具供給協会への対応（12/17）事項の報告 ・一般社団法人 日本福祉用具供給協会への訪問報告 ・今後の対応</p> <p>③ 「ヘルスケア表示寝具認定評価の審査項目と機能」についての検討（第3回目） ・「素案」（修正・改良版）の説明 ・審査項目と機能についての検討</p> <p>④ JBAのヘルスケア表示寝具認定評価制度の説明会開催、今後の事業計画の検討 ・説明会開催内容の検討 ・ヘルスケア表示寝具認定委員会委員の候補者選定、招聘者の検討 ・今後の事業計画の検討</p>
<p>第6回委員会 令和2年 2月7日 13:30～16:00 於：JBA会議室</p>	<p>常任委員:7名 オブザーバ委員:1名 事務局:2名 計10名</p>	<p>① 「ヘルスケア表示寝具認定評価の審査項目と機能」についての検討（第4回目） ・修正・改良版の説明 ・審査項目と機能についての検討</p> <p>② 「ヘルスケア表示寝具認定・審査に係わる運用制度」についての検討 ・ヘルスケア表示寝具認定委員会委員（候補資格者、任期、役割、報酬等） ・認定申請料金、認定料、等 ・年間審査回数、審査時期、等 ・その他運用上の規程等に関して</p> <p>③ 「ヘルスケア表示寝具認定に係わる規程」内容についての検討</p> <p>④ ヘルスケア表示寝具認定評価制度の説明会（2/20：東京、2/21：大阪）開催内容の検討</p> <p>⑤ ヘルスケア・ガイドライン策定事業のまとめ方（ドラフト版）について</p> <p>⑥ 介護福祉士 上条百里奈氏への訪問報告</p> <p>⑦ 今後の作業計画案の検討</p>
<p>第7回委員会 令和2年 2月26日 14:00～17:20 於：JBA会議室</p>	<p>常任委員:6名 ヘルスケア表示寝具認定審査委員会委員:5名 オブザーバ委員:1名 事務局:2名 計14名</p>	<p>① ヘルスケア表示寝具認定審査委員会委員の紹介</p> <p>② 報告事項 ・2/10 経産省ヘルスケア産業課との打合せ内容の報告 ・製品認定のロゴマークに関する経産省の見解について ・ヘルスケア表示寝具認定評価制度の説明会開催に関して</p> <p>③ ヘルスケア表示寝具認定評価の審査項目と機能について（第5回目検討・まとめ） ・修正・改良版の説明 ・審査項目と機能についての検討</p> <p>④ 「ヘルスケア表示寝具認定に係わる規程」内容についての検討・まとめ ・規程案の説明 ・規程内容の検討</p> <p>⑤ JBA健康寿命延伸産業創出事業に係わるHP用コンテンツ制作の検討</p> <p>⑥ 令和元年度JBA「健康寿命延伸産業創出事業」のまとめと来年度事業の推進について</p>

		・実施した事業のまとめ、来年度計画案 ・JBAヘルスケア表示寝具認定評価制度に対する意見交換
--	--	---

(2) 事前協議会による検討

委員会での検討事項を事前に整理し、検討・審議内容の“たたき台”を作成するため下記事前協議会を開催した。(参加者：奥谷専務理事、委託先、事務局、その他関係者)

- ・9/20日 今後の全体事業推進計画/方法についての検討
- ・10/18日 ガイドライン策定に関する検討方法、検討内容の検討
- ・10/24日 第1回委員会開催に関する事前準備等
- ・11/7日 第2回委員会開催に関する事前準備、認定機能・審査内容の検討
- ・11/18日 第3回委員会開催に関する事前準備、認定機能・審査内容の検討
- ・12/10日 アンケート集計・分析報告内容の検討、第4回策定委員会開催の事前準備
- ・1/10日 第5回委員会開催の事前準備、認定機能・審査内容の検討
- ・1/31日 第6回委員会開催の事前準備、認定機能・審査内容の検討
- ・2/7日 ヘルスケア表示寝具認定評価の審査項目と機能、規程内容の検討
- ・2/25日 第7回委員会開催の事前準備、認定機能・審査内容の検討

3. 策定したヘルスケア表示寝具寝装品認証制度等の普及展開

(1) 成果普及説明会の開催を中止(来年度に延期)

- ① 策定した「ヘルスケア表示寝具寝装品の認定基準・認定審査方法・運用規定」を寝具寝装品業界及び仲介者(ヘルスケア・サービスを仲介する医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他)へ普及させるために、下記「説明会・セミナー」を開催する予定で2月10日までに全ての準備を整えていた。
- ② しかし、新型コロナウイルスの罹患者はついに武漢等中国からの来訪者と直接接点のない一般の人にまで拡大し、東京マラソンの一般参加者の出場取りやめ、一般参賀の中止、各種イベントの中止・・・等々にまで影響は広がっていった。このような情勢の変化は、イベントや集会等「多数の人が集まる会合の開催は避けた方が望ましい」と判断させる要因になった。
- ③ そのため予定していた下記「説明会・セミナー」を来年度に延期しする判断をし、2月17日～18日に、東京コース参加申込者125名、大阪コース参加申込者115名、計240名に対し中止の連絡を行った。(中止連絡が出来なかった参加申込者には2/20、2/21、担当者が会場前で中止を伝えた。)
- ④ 結局予定していた下記「説明会・セミナー」は新型コロナウイルスの終息を待って令和2年度のなるべく早い時期に行うことにした。

(2) 開催予定だった成果普及説明会の内容(来年度に実施)

**【開催日時・場所】**

東京コース：令和2年2月20日(木) 第1部 13:00～14:40 第2部 15:00～17:00  
会場：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター6C Tel：03-5227-6911

大阪コース：令和2年2月21日(金) 第1部 13:00～14:40 第2部 15:00～17:00  
会場：大阪織物商健康保険会館8階大講堂 Tel：06-6203-4081

**【開催予定内容】**

説明会・セミナーは2部構成とした。(申込みの95%が「両コース受講」の申込みであった。)

第1部：策定したヘルスケア表示寝具寝装品の認定基準や認定審査方法、運用基準等を中心にご説明するコース。寝具寝装品中核卸企業経営者、寝具関連製造企業経営者、寝具関連事業企業の商品企画、マーケティング関連部門担当者、介護現場に従事する人、福祉用具を扱う人、等を主に対象とした。

## 《第1部カリキュラム》

13:00～	開催挨拶・趣旨説明
13:15～	経済産業省ヘルスケア産業課：「健康寿命の延伸と生涯現役社会の創出施策」とJBAが進めるヘルスケア表示寝具寝装品のガイドラインについて
13:30～	ヘルスケア表示寝具寝装品の認定基準・認定審査方法について
14:15～	ヘルスケア表示寝具寝装品の運用規程について
14:30～	Q&A

第2部：策定したヘルスケア表示寝具寝装品の認定基準や認定審査方法、運用基準等のほかに、認定機能の証明に必要なエビデンスの睡眠科学や環境面について、セミナー形式で説明した。このコースは睡眠をテーマに事業を展開する人、睡眠環境指導士等を対象にした。

## 《第2部カリキュラム》

15:00～	開催挨拶・趣旨説明
15:10～	「健康寿命の延伸と生涯現役社会の創出施策」とJBAが進めるヘルスケア表示寝具寝装品のガイドラインについて
15:25～	ヘルスケア表示寝具寝装品の認定基準・認定審査方法・運用基準について
16:00～	東京コース：「眠りの不思議を科学する 夢や金縛りのなぞを解く」 江戸川大学 社会学部教授 福田 一彦 氏 大阪コース：「睡眠とストレス 心身疲労評価と生活習慣の見直し」 ノートルダム清心女子大学教授 石原 金由 氏
17:50～	Q&A

(2) 「JBAヘルスケア表示寝具寝装品の認定制度とその運用について」（マニュアル）の作成（800部作成⇒会員等関係企業へ配布）

- ① 事業計画では、策定したヘルスケア表示寝具寝装品認証制度等の普及展開のために、策定した内容を小冊子にまとめて300部の印刷製本をする予定であった。
- ② しかし、仲介者向けアンケートやヘルスケア関連事業団体・企業等への訪問調査、セミナー案内状の配布過程で、多くの関係者から策定された「JBAヘルスケア表示寝具寝装品の認定制度とその運用」についてまとまったものが欲しいとの要望を受けた。
- ③ そこで第7回委員会で協議を行い、印刷部数を800部に増刷することを決定した。
- ④ 印刷物は、2月28日に50部、3月5日に残る750部が納品され、寝具寝装品業界関係者、ヘルスケア事業関係者へ400部を配布した。（残る400部は、セミナー実施時に配布予定。）

(3) JBAホームページ、スマートフォン等を介した情報提供の実施

令和元年度に行った策定事業を、透明性、客観性、継続性の観点から、どのようなプロセスを経て検討したのかを明らかにするため、委員会での検討内容、調査した資料、アンケート・ヒアリング調査結果等を明示するため下記コンテンツをJBAホームページ、スマートフォン等を介して情報取得できるようにした。

## 【HPへ掲載したコンテンツの内容】

No.	コンテンツ名
1	JBA健康寿命延伸産業創出事業（ヘルスケアサービス品質評価構築事業）の背景と目的
2	経産省ヘルスケア産業課の： ・ヘルスケアガイドライン等のあり方（平成31年4月12日版） ・ヘルスケアサービスの品質向上に向けた取組み（講演資料：令和2年2月版）
3	令和元年度JBA補助事業実施計画概要書
4	仲介者向けアンケート調査 集計分析報告書
5	JBA会員企業向けアンケート調査 集計分析報告書



6	訪問調査報告書
7	最近のスリープテックの動向
8	実施した令和元年度事業のまとめ（【品質評価】最終報告書の要約版）
9	ヘルスケア表示寝具認定評価の審査項目と機能
10	ヘルスケア表示寝具認定に係わる規程、運用制度
11	令和元年度 J B A 健康寿命延伸産業創出事業委員会議事録・配布資料（1）： 第 1 回委員会 議事録、資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3、資料 1-4、資料 1-5
12	令和元年度 J B A 健康寿命延伸産業創出事業委員会議事録・配布資料（2）： 第 2 回委員会 議事録、資料 2-1、資料 2-2(1)、資料 2-2(2)、資料 2-3、資料 2-4、 資料 2-5(1)、資料 2-5(2)、資料 2-5(3)、資料 2-6、資料 2-7
13	令和元年度 J B A 健康寿命延伸産業創出事業委員会議事録・配布資料（3）： 第 3 回委員会 議事録、資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3、資料 3-4、資料 3-5、資料 3-6
14	令和元年度 J B A 健康寿命延伸産業創出事業委員会議事録・配布資料（4）： 第 4 回委員会 議事録、資料 4-1、資料 4-2、資料 4-3、資料 4-4
15	令和元年度 J B A 健康寿命延伸産業創出事業委員会議事録・配布資料（5）： 第 5 回委員会 議事録、資料 5-1、資料 5-2、資料 5-3、資料 5-4
16	令和元年度 J B A 健康寿命延伸産業創出事業委員会議事録・配布資料（6）： 第 6 回委員会 議事録、資料 6-1、資料 6-2、資料 6-3、資料 6-4、資料 6-5、資料 6-6、 資料 6-7
17	令和元年度 J B A 健康寿命延伸産業創出事業委員会議事録・配布資料（7）： 第 7 回委員会 議事録、資料 7-1、資料 7-2、資料 7-3、資料 7-4

(4) J B A 総会・各種委員会での普及展開

J B A 主催が主催した各種委員会（組織強化・人材育成委員会、需要創出・啓発委員会、コンプライアンス委員会）、セミナー（睡眠環境・寝具指導士対象セミナー、眠りと健康に関するセミナー、等）、協議会（J-TAS 協議会、J-R F I D-S Y S T E M 推進委員会、等）で、ヘルスケア表示寝具認定制度について説明を行ない、認知度の向上を図った。

4. 事業実施報告書の作成

令和元年度の事業活動の実施成果として、「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証・運用制度の策定内容」、及び「実施した事業の内容」、「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証・運用制度の普及活動」をまとめ、報告書を作成した。

## (2) 透明性

「透明性」に関する貴業界団体内での理事会・検討会等で議論した内容、アンケート・ヒアリング調査結果等を記載し、どのようなプロセス（委員・仲介者・利用者等の意見、アンケート・ヒアリング調査結果等）で設けたのかを記載の上、ガイドラインに設けた項目を列挙してください。

### 1. 理事会・検討会等で議論した内容、アンケート・ヒアリング調査結果等

#### 1) 透明で中立的な場における議論

- ① ガイドラインの策定委員会のメンバーは寝具寝装品の直接関係者だけでなく、下記のような寝具寝装品に関連する広域事業者をメンバーに加え、議論・審議・検討を進めた。
  - ・ダイトウボウ(株)ヘルスケア事業本部
  - ・帝人フロンティア(株)
  - ・ブリヂストン化成品(株)
  - ・(一財)ボーケン品質評価機構
- ② JBAが行った各種委員会（組織強化・人材育成委員会、需要創出・啓発委員会、コンプライアンス委員会）、セミナー（睡眠環境・寝具指導士対象セミナー、眠りと健康に関するセミナー、等）、協議会（J-TAS 協議会、J-R F I D-S Y S T E M推進委員会、等）で、ヘルスケア表示寝具認定制度について説明を行ない、ヘルスケア機能表示に関して意見を聴取した。
- ③ 仲介者向けアンケートの実施において、一般社団法人日本福祉用具供給協会に協力を要請し、当該協会の会員の中から介護福祉士、ホームヘルパー、福祉用具指導士・アドバイザー等100名を推薦してもらい、広くアンケートを行った。

#### 2) 業界団体以外の意見聴取、仲介者や利用者の視点を踏まえた議論

- ① 寝具寝装品業界以外に、公益財団法人テクノエイド協会、一般社団法人日本福祉用具供給協会、一般社団法人日本ホームヘルス機器協会、日本睡眠学会、一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会、(株)ベネッセスタイルケア、上条百里奈氏等の介護福祉士、著名介護施設、等から寝具寝装品のヘルスケア機能表示に関し意見を聴取した。
- ② 上記「仲介者向けアンケート」で寄せられた介護福祉士、ホームヘルパー、福祉用具指導士・アドバイザー等の意見や視点を踏まえて、策定委員会を行った。
- ③ ヘルスケア表示寝具寝装品の認定審査委員には、睡眠学関連医師、生理人類学者、福祉用具供給者、介護福祉士、繊維製品品質評価機関の有識者を予定し、業界団体以外の意見聴取、仲介者や利用者の視点を踏まえた意見が反映できる体制を整えた。

#### 3) 策定したガイドラインのHP等での開示

- ① ガイドライン策定委員会の開催後、詳細にわたる会議の議事録を残し、事後直ちに関係者に関覧してもらった。（議事録は委員会開催後2週間後までにホームページにアップし、閲覧できるようにした。）
- ② 実施した計7回のガイドライン策定委員会で配布した会議用資料もホームページにアップした。
- ③ 透明性の観点から、どのようなプロセスを経て検討したのかを明らかにするため、委員会での検討内容、調査した資料、アンケート・ヒアリング調査結果等を明示するため（本報告書）8P～9Pに記載したコンテンツをJBAホームページ、スマートフォン等を介して情報取得できるようにした。

#### 4) 事業者に対して必要に応じて社会的責任に係わる情報の策定・開示を求める制度の構築

- ① 策定した「ヘルスケア表示寝具寝装品の認定申請・審査・運用制度」において、「企業の事業継続性」、「SDGsへの取り組み」を審査評価項目に設け、申請する企業の社会的責

任に係わる情報の策定・開示を求めた。

- ② 申請企業の表示機能に関して、利用者の観点からの客観的なエビデンスの提供を必須事項にした。

2. ガイドラインに設けた項目および各項目の設定理由（委員・仲介者・利用者等の意見、アンケート・ヒアリング調査結果等のプロセス）※ガイドライン改定の場合は、改定した項目の改定理由

例) ①提供サービス内容の明確化：

- ・ ●●に対してアンケート調査を実施した結果、▲▲を望む回答結果が多く、ガイドライン、策定委員の■ ■という意見を踏まえ、設定した。
- ・ 過去の○○という課題認識を関係者間で協議し、外部有識者の意見を踏まえ、設定した。

- ① 「仲介者向けのアンケート調査」、「JBA会員企業向けアンケート調査」、介護福祉士やホームヘルパー等からの意見聴取で寄せられた「介護の現場での寝具に対する要望事項の第1は、防汚・防水対策」という意見を基に、“丸洗いできる機能”、“防汚機能”、“防水機能”の評価点を上げた。
- ② 昨今の「睡眠が十分に取れない」という人に対する“スリープテック”の報道とそれによる消費者の関心の高さに基づき、委員会で検討した結果従来になかった「スリープテック」の評価機能を設けた。
- ③ 利用者の観点からの客観的なエビデンスの提供を必須事項にするという策定委員会の決定事項に基づき、健康／衛生／メンテナンス性についての審査用機能エビデンスは、公的又はそれに準ずる検査、学究、病院等の機関実証データとし、自社試験及び自社調査データは参考データとして評価対象とすることにした。

### (3) 客観性

「客観性」に関する貴業界団体内の理事会・検討会等で議論した内容、アンケート・ヒアリング調査結果等を記載し、どのようなプロセス（委員・仲介者・利用者等の意見、アンケート・ヒアリング調査結果等）で設けたのかを記載の上、ガイドラインに設けた項目を列挙してください。

1. 理事会・検討会等で議論した内容、アンケート・ヒアリング調査結果等

1) 健康の保持増進や介護予防の効果となるエビデンスの開示体制について

- ① 健康の保持増進や介護予防の効果を表現する製品の機能や効能については、その裏づけとなる科学的根拠が必須であるが、その根拠となる試験対象者数や測定方法、等について予めガイドラインに盛り込むことは、それぞれの製品によって試験方法や測定方法が異なるため、かなり難しいと思われる。
- ② 寝具寝装品の効果としては、熟睡できれば当然疲労回復にもなり、血行促進効果があり健康増進にもなる。そのことは人間が経験を通じて認知している知識である。このように人間が経験を通じて“常識として認知している知識”に関する機能や効能について、その裏づけとなる科学的根拠をどのような方法で得るのかを科学的根拠としてガイドラインに盛り込むことは、多くの専門的研究論文があるがかなり難しい状況にある。
- ③ 以上の認識のもと、委員会での客観的・公正な観点、及びボーケン品質評価機構の検査の内容、薬機法等から「ヘルスケア表示寝具の認定項目と審査項目」を策定した。具体的には、認定・審査項目は、睡眠健康機能（60点満点）、衛生機能（15点満点）、メンテナンス機能（15点満点）、企業社会性（10点満点）の4項目・100点満点で評価することにした。

- ④ さらに各項目には、項目構成要素を持たせ、例えば「衛生機能」であれば、制菌（特定）15点、抗ウイルス 15点、消臭 15点、制菌（一般）15点、防ダニ 10点、防カビ 10点、抗菌（抗菌防臭）10点、防蚊 10点といった8個の構成要素と配点を用意した。このような内容であればどの寝具寝装品メーカーも客観的な基準として捉えることが出来るからである。
- ⑤ 寝具寝装品にとって最も必要な「睡眠健康機能」は評価点は60点満点で、その中の構成要素は17項目あり、10×10のマトリックス上に配置された1つ1つの構成要素が配点になるようにした。この場合、「①眠質改善 安眠」は10・10に位置するので、満点の場合は10+10で20点の獲得点数になる。「⑧調温調湿」は9・7に位置するので縦横上限は9・7点以内で、満点は9+7=16点になる。このように客観的・公正な観点から委員会で検討し17項目について配点作業を時間をかけておこなった。
- ⑥ このようにして策定した「ヘルスケア表示寝具の認定項目と審査項目」はホームページ（HP）を通じて開示した。（2/20、2/21に行う予定だったセミナーで詳細説明を行う予定であったが、新型コロナウイルスの罹患者の拡大によりセミナーを通じた説明会は開催できなかった。来年度はセミナーやHPを通じて積極的に開示・PRしていく予定）

2) 開示されたエビデンスの内容の用語の定義、情報源、対象数（人数・属性）、測定方法の明示と信頼性の確保について

- ① 今後、各社から出される「ヘルスケア表示寝具の認定申請」に際しては、申請する機能や性能に関して、エビデンスをつけること（エビデンスのないものは基本的には受け付けない）、エビデンスには情報源、対象数（人数・属性）、測定方法の明示を義務付けることとした。（ヘルスケア表示寝具寝装品に関する規程の中に明記した。）
- ② これにより、JBAが策定したヘルスケア表示寝具寝装品の認証・審査・運用体制において、消費者や仲介者の信頼性の確保が図られると考えている。

2. ガイドラインに設けた項目および各項目の設定理由（委員・仲介者・利用者等の意見、アンケート・ヒアリング調査結果等のプロセス）※ガイドライン改定の場合は、改定した項目の改定理由例）①提供サービス内容の安全性の担保：

- ・ ●●に対してアンケート調査を実施した結果、▲▲を望む回答結果が多く、ガイドライン、策定委員の■■という意見を踏まえ、設定した。
- ・ 過去の○○という課題認識を関係者間で協議し、外部有識者の意見を踏まえ、設定した。

- ① 前述したように、「ヘルスケア表示寝具の認定項目と審査項目」の策定に際しては、委員会での客観的・公正な議論、及びボーケン品質評価機構等検査機関の検査の内容、薬機法、各委員の専門的な知識等を基に“客観的な観点”に立って策定した。
- ② 策定した「ヘルスケア表示寝具の認定項目と審査項目」の概要については前述したとおりであるが、運用に入って不具合や改訂の要望等が出されれば積極的に委員・仲介者・利用者等の意見を聞き、客観的・公正な対場から改訂・修正・追加・削除を行っていく所存である。

「継続性」に関する貴業界団体内での理事会・検討会等で議論した内容、アンケート・ヒアリング調査結果等を記載し、どのようなプロセス（委員・仲介者・利用者等の意見、アンケート・ヒアリング調査結果等）で設けたのかを記載の上、ガイドラインに設けた項目を列挙してください。

1. 理事会・検討会等で議論した内容、アンケート・ヒアリング調査結果等

- ① 継続性（事業者が継続してヘルスケアサービスを提供していくこと）に関する議論では、「ヘルスケア表示の認定申請を行ってきた企業の、企業業績、営業活動、人員構成、コンプライアンスへの意識、等」を審査項目に挙げるべきだ、との意見が出された。
- ② 「継続性」に関して、アンケートやヒアリングの場では特に質問をしなかったこともあり、ヘルスケアサービスの継続提供に関する要望は出されなかった。
- ③ 委員会では「事業者が継続して良質なヘルスケアサービスを提供していく」ことにウエイトを置き「ヘルスケア表示寝具の認定項目と審査項目」の中に下記「企業社会性」の項目を設けた。
- ④ しかし、委員会の意見として、「表面的に企業の業績を見るのには、決算報告書等があるが、当該企業のコンプライアンスや日々の営業活動までチェック項目に入れるのは難題である」との声が大勢を占めた。検討の結果、同業他社からの情報や取引状況からの判断も重要であり、そのような情報が入りやすいJBAが「継続性」の判断に加わった方が良いとの意見が出された。
- ⑤ 第7回（最終）委員会で「企業の社会性」は認定条件に不可欠なことから、最終的には「一般的な観点からの企業の社会性の条件を満たしていない所は審査認定をしない」という結論になった。

2. ガイドラインに設けた項目および各項目の設定理由（委員・仲介者・利用者等の意見、アンケート・ヒアリング調査結果等のプロセス）※ガイドライン改定の場合は、改定した項目の改定理由

例) ①提供サービスの継続的な保証：

- ・ ●●に対してアンケート調査を実施した結果、▲▲を望む回答結果が多く、ガイドライン、策定委員の■ ■という意見を踏まえ、設定した。
- ・ 過去の○○という課題認識を関係者間で協議し、外部有識者の意見を踏まえ、設定した。

- ① 前述したように、アンケートやヒアリングの場では、ヘルスケアサービスの継続提供に関する要望は出されなかったが、継続性（事業者が継続してヘルスケアサービスを提供していくこと）の重要性から、委員会での検討の結果、策定した「ヘルスケア表示寝具の認定項目と審査項目」の中に4番目の評価・審査項目として「企業社会性」の項目を設けた。「企業社会性」は「事業継続性：10点」、「SDGs取り組み：10点」から構成することにし、その合計点で審査することにした。（合計点の上限は10点）
- ② 「事業継続性」は業歴、規模、CSR（会社法、労働基準法、下請法、特定商取引法、家表法、景表法、薬機法、民法等の順守）、CS組織活動 他から総合的に評価することになった。
- ③ また「SDGs取り組み」は天然資源、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、ESG、外部認証（ISO、エコテックス、エコサート、FCOマーク等）活用等から総合的に評価することにした。

(最終報告様式)

### 3. 今年度補助事業における検討事項を踏まえた、今後の展望・検討事項

業界自主ガイドライン改定や認証制度策定等の今後の展望、業界団体内の各事業者へのガイドライン等を遵守させるための方策、仲介者へガイドライン等を普及展開させる（消費者へ良質なヘルスケアサービスを提供するために）ための方策、等について記入してください。

以下の3つの点を踏まえて、検討事項を記入してください。

(1) 業界自主ガイドライン改定や認証制度策定等の今後の展望

(ガイドラインの対象範囲の拡大等)

(2) 業界団体内の各事業者へのガイドライン等を遵守させるための方策

(3) 仲介者へガイドライン等を普及展開させるための方策

(1) 業界自主ガイドライン改定や認証制度策定等の今後の展望（ガイドラインの対象範囲の拡大等）

- ① 策定した「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証・審査・運用制度」（ガイドライン）についての「認知・評価に関するアンケート調査」を仲介者（介護福祉士、ケアマネジャー、福祉用具取扱い事業者、他）、及びJBA加盟企業に対して行い、その時出された評価や意見を基に、策定したガイドラインのブラッシュアップ（改訂・追加・修正）を行う。
- ② 「ヘルスケアガイドライン」に則った商品であることを分り易くするためには“認証マーク”を表示したい。“認証マーク”を付けるにあたっては「経産省の施策に基づき寝具寝装品業界が自主的に策定した審査基準をクリアした製品である」等の何らかの標示をすることを早急に検討して行きたい。（“認証マーク”については関係機関等と別途相談をさせて頂きたいと考えている。）

(2) 業界団体内の各事業者へのガイドライン等を遵守させるための方策

① 成果普及説明会の開催

- ・2/20、21日に予定していたセミナーが、新型コロナウイルスで開催の延期を余儀なくされたため、策定した「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証・審査・運用制度」についての説明会を、開催可能な時期になれば早急に東京、大阪で行う。また必要があれば2回目、3回目の開催も検討したい。
- ・説明会にはJBA会員企業、睡眠環境・寝具指導士等の事業関係者のほかに、仲介事業者（介護福祉士、ケアマネジャー、福祉用具取扱い事業者、他）にも参加を積極的に要請する。
- ・成果普及説明会は、策定したJBAガイドライン・認証制度についての説明を行うとともに、各分野からの意見を収集する場にしたい。

② 「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証・審査・運用制度」に関する説明用ビデオの作成

策定した「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証・審査・運用制度」を寝具寝装品業界企業へ周知・徹底させるために、説明用ビデオを作成しホームページへアップする。

③ HP、スマートフォンを通じた情報提供

今回行う事業で策定した「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証・審査・運用制度」を寝具寝装品業界企業へ周知させるために、HP、スマートフォンを通じて常時積極的に情報提供を行い、ヘルスケアサービスに関する意見を収集する。（とりあえず第1弾として提供する情報は本報告書8～9Pに記載したコンテンツ）

④ 総会・JBA各種委員会

JBAの総会、各種委員会を通じて、策定した「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証・審査・運用制度」を繰り返し説明し普及展開を図っていく。

(3) 仲介者へガイドライン等を普及展開させるための方策

- ① 一般社団法人日本福祉用具供給協会の協力を得て、策定した「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証・審査・運用制度」(ガイドライン)についての認知・評価に関するアンケート調査を仲介者(介護福祉士、ケアマネジャー、福祉用具取扱い事業者、他)を対象に行う。
- ② 日本睡眠学会、一般社団法人日本福祉用具供給協会、一般社団法人日本ホームヘルス機器協会等が主催するセミナーや各種会合で10~20分間程度の時間をもらい、JBAの「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証・審査・運用制度」について説明を行う。
- ③ 「審査を通じて認定したヘルスケア標示の寝具寝装品」は、業界としてまとめて公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システム(TAIS)への参加を検討する。
- ④ 最近注目を集めている「スリープテック」の普及活動と歩調をあわせたPR活動を展開する。→例: NHK みんなの健康、おはよう日本、等へのPRアプローチを行う。
- ⑤ その他、各種ヘルスケア関連展示会への出展。

(非公開範囲)

**4. ガイドライン策定および改定プロセスで苦慮した点や今後の障壁・課題**

補助事業全体を通じて、ガイドライン策定および改定プロセスで苦慮した点、業界団体内の各事業者へのガイドライン等遵守方策および仲介者への普及展開方策等の今後の障壁や課題等を記載してください。

以下の3つの点を踏まえて、検討事項を記入してください。

- (1) ガイドライン策定および改定プロセスで苦慮した点
- (2) 業界団体内の各事業者へのガイドライン等を遵守させるための方策の今後の障壁・課題
- (3) 仲介者へガイドライン等を普及展開させるための方策の今後の障壁・課題

(1) ガイドライン策定および改定プロセスで苦慮した点

- ① ガイドラインの策定に向けて鋭意本年度事業を進めたが、全体的に検討・審議のための時間が足りなかった。
- ② 策定した「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証・審査・運用制度」の普及セミナーを2/20、21日に開催する予定にしていたが、新型コロナウイルスで開催を延期せざるを得なくなった。(そのため、最大の普及活動が出来なかった。)
- ③ 経産省の指針にあるように今回の事業は、地域包括ケアシステム関係団体、企業、健康経営に取り組む企業等の所謂“仲介者”と業界団体・企業との間(BtoB)の望ましい流通構造の構築に資する業界自主ガイドラインの策定を目的とする事業であるが、ヘルスケアやケアシステムという言葉を使用すると、どうしてもアプローチが“介護寄り”になってしまった。最近普及が目覚ましい「UD(ユニバーサルデザイン)タクシー」のように障害者も健常者も乗り易い車のような分かり易いコンセプトが必要だと感じている。
- ④ 「衛生機能」と「メンテナンス機能」に関しては、機能の有効性を立証する科学的エビデンスは比較的事例も多く、ガイドラインの策定にそれほどの困難さはなかったが、「健康睡眠機能」に関しては、機能の有効性を立証する科学的エビデンスが専門的になり一般的な観点からのエビデンスの条件を検討するのに時間を要した。

(2) 業界団体内の各事業者へのガイドライン等を遵守させるための方策の今後の障壁・課題

- ① 策定したガイドラインを周知させるには、セミナーや説明会を東京・大阪のほかに札幌・仙台・宇都宮・新潟・名古屋・金沢・岡山・広島・福岡・熊本等で行いたいと考えているが、予算不足が大きな普及事業を展開するための障壁になっている。
- ② ガイドラインの周知と遵守のためにはホームページからの情報発信が重要である。そのためには動画で説明するコンテンツを作りたいが予算不足で普及活動が制限される。

(3) 仲介者へガイドライン等を普及展開させるための方策の今後の障壁・課題

- ① 10/29日に一般社団法人日本ホームヘルス機器協会主催「体調改善機器の認定事業説明会」へ出席し情報収集を行った。その時、対象となる体調改善機器は薬機法の認定外品目（雑品）であり、繊維製品（寝具寝装品）も対象品目に入るとのことであった。このことは寝具寝装品とは異業種に当たる企業から、製品の一部に寝具が使用されているようなケースで認定が行われれば対象品目になると思われ、寝具寝装品業界とは異なるガイドラインの基でビジネスが行われることが懸念される。  
また、同様のことが他の団体との間で発生することも今後当然ながら予想される。  
そのためJBAとしては、一般社団法人日本ホームヘルス機器協会等との関係者間での積極的な意見交流の場が必要だと考えている。
- ② 「ヘルスケアガイドライン」に則った商品であることを多くの人に認知してもらい、分り易くするためには“認証マーク”が欠かせないと思われる。“認証マーク”を付けるにあたっては前述したように「経産省の施策に基づき寝具寝装品業界が自主的に策定した審査基準をクリアした製品である」等の何らかの標示が必要であると思われる。そのため今後、関係機関等と相談させてもらい、認証マークの策定を早急に検討して行きたい。

以 上